

富山市市道路線認定基準の概要について

1 目的

本市の市道延長は、平成 25 年度末で約 3,072 k m に達しており、現在もなお増加し続けています。市道延長の増加に伴い、舗装面やガードレール、道路照明などの補修・修繕や、道路除雪、清掃などに要する費用も増加しています。

一方、本市の人口は約 30 年後には約 2 割減少すると予測されています。今後は、より少ない人口で市道の維持管理をしていくこととなり、持続可能な都市を実現するためには、より一層の都市構造の効率化が必要となります。

今回策定した「富山市市道路線認定基準」は、人口減少下における本市のまちづくりの考え方や方向性を踏まえ、市道として認定すべき道路の要件など、今後の市道認定に必要な事項を定めたものです。

【基準の概要】

■ 市道認定する道路は、次の4項目のいずれかに該当することが必要です。(※詳細については基準参照)

①公共施設に一次アクセスする道路

②都市計画の観点から必要性が高い道路

〈例〉 都市計画道路、防災拠点にアクセスする道路 など

③多くの市民が頻繁に利用し、便益を享受する道路

〈例〉 沿線に家屋等が5割以上立ち並んでおり広く市民に使われている道路
鉄道駅やバス停に一次アクセスする道路 など

④集約型都市構造の実現に資する道路

〈例〉 用途地域内や公共交通沿線において新たな道路網を形成する道路
用途地域内や公共交通沿線における 1,000m² 以上の開発区域の道路 など

■ 市道認定する道路の主な構造的要件は次のとおりです。(※詳細については基準参照)

・幅員は原則6m以上、隅切りは3m以上あること

・側溝等が整備され、基準以上の舗装がされていること

・道路法で認められない占用物件などが無いこと

・袋路状道路は、用途地域内や公共交通沿線などに位置し、規定の転回広場が設置されていること

・開発道路については「富山市宅地開発に関する指導要綱」の構造基準を満たすこと

■ 平成 27 年 4 月 1 日施行

平成 28 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 10 月 1 日最終改定

2 公共性の基準の内容

市道認定は a) から i) のいずれかに該当することが必要です。

市道の公共性	基準内容
① 公共施設へアクセスする道路	a) 公共施設(学校、病院、図書館、公民館、広場、公園など公の機関が管理するもの)に一次アクセスする道路
② 都市計画等の観点から必要性が高い道路	b) 都市計画法により計画決定された都市計画道路 c) 国道県道の旧道で協議により本市の管理に属することとなった道路 d) 他の公共事業等に関連して新たに必要性が認められる道路 e) 地域防災計画に位置付けられた施設(主要医療機関、避難所、要援護者関連施設)に一次アクセスする道路 f) 市道の全部又は一部を廃止し、これに代わる現道と同等以上の機能を有した道路として整備された道路
③ 多くの市民が頻繁に利用し、便益を享受する道路	g) 下記のすべてに該当する道路 <ul style="list-style-type: none"> ・公道の道路網を形成する道路で、その区間において住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんしており、沿線の建築物の敷地の間口総延長が当該道路の延べ延長の50%以上を占めること ・専ら特定の沿道土地所有者のみが使用する道路でないこと ・専ら非自己用の、住宅や事業の用に供する施設のための道路でないこと ・位置指定道路でないこと h) 公共交通軸(鉄道駅、電停、バス停)に一次アクセスする道路
④ 集約型都市構造の実現に資する道路	i) 用途区域内および公共交通沿線地区内(お団子の中)において、公道(国道・県道・市道)の新たな道路網を形成する道路 j) 用途区域内または地区計画が定められた区域、および公共交通沿線地区内(お団子の中)における1,000㎡以上の開発行為、または、非線引き用途地域外で3,000㎡以上、都市計画区域外で10,000㎡以上の開発区域内の道路で、多くの市民が頻繁に利用し、便益を享受する道路

3 構造等の基準の内容

市道認定は下記の構造基準の全てに該当することが必要です。

項目	基準内容
①車道幅員	○幅員は有効幅員で6m以上とする。ただし、地形および周囲の状況によりやむを得ない場合は有効幅員で5m以上とする
②隅切構造	○隅切長は3m以上とする
③縦断勾配	○縦断勾配は6%以下、地形等によりやむを得ない場合は7.5%以下とする
④排水構造	○両側に側溝等が設置されており、維持管理上および強度的に車両の通行に支障がなく、必要な排水能力を有し流末が適切に処理されているもの
⑤舗装構造	○設計交通量区分がL交通(旧アスファルト舗装要綱)の舗装構成以上の構造を有し、良好であること
⑥その他	○道路境界が確定し、抵当権が抹消された上で市に寄付され、道路法で認められない占用物件がないこと ○沿線地権者の同意が得られていること ○公道と公道、若しくは公道と公共施設、または公道と市道と同等の構造を有する通行に支障がない他の道路を結ぶこと
⑦袋路状道路	○道路形態は袋路状で無いこと。ただし、用途または地区計画が定められた区域、および公共交通沿線地区内(お団子の中)、または許可を要する開発区域内において、有効幅員で6m以上あり、かつ終点部に規定の構造を満たす転回広場を設けてあるものは除く

開発行為の道路については下記のとおりです。

開発行為による道路	○開発行為による道路は「富山市宅地開発に関する指導要綱」の構造基準を満たしていること
-----------	--

4 改良を伴う道路の市道認定について

新設整備、又は拡幅等の改良が必要な道路は、整備着手と同時期に認定します。

5 基準の施行期日

平成27年4月1日施行

平成28年4月1日改定

平成29年10月1日最終改定